

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2.1 生活環境影響調査項目

本事業は一般廃棄物中間処理施設を整備するものであり焼却施設及びリサイクル施設の建設を行う。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 平成18年9月）」（以下「生活環境影響調査指針」という。）に従い、事業内容と立地条件を勘案して設定した生活環境影響調査の項目は表2.1.1及び表2.1.2に示すとおりである。

表2.1.1 生活環境影響調査の実施項目等（焼却施設）

調査 事項	生活環境 影響調査項目	施設供用時				
		煙突排ガスの排出	施設排水 の排出	施設の稼動	施設から の悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両等 の走行
大気質	二酸化硫黄(SO ₂)	○				
	二酸化窒素(NO ₂)	○				—
	浮遊粒子状物質(SPM)	○				—
	塩化水素(HCl)	○				
	ダイオキシン類	○				
	その他必要な項目	—				
騒音	騒音レベル			○		—
振動	振動レベル			○		—
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）	○			○	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		—			
	浮遊物質量(SS)		—			
	ダイオキシン類		—			
	その他必要な項目		—			

表2.1.2 生活環境影響調査の実施項目等（リサイクル施設）

調査 事項	生活環境 影響調査項目	施設供用時			
		施設排水 の排出	施設の稼動	施設から の悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両等 の走行
大気質	粉じん		—		
	二酸化窒素(NO ₂)				—
	浮遊粒子状物質(SPM)				—
騒音	騒音レベル		○		—
振動	振動レベル		○		—
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）			—	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	—			
	浮遊物質量(SS)	—			
	その他必要な項目	—			

注) ○ : 現地調査及び予測を実施する項目

－ : 調査指針には例示があるが影響がないか極めて少ないため調査及び予測を実施しない項目

空白 : 調査及び予測を実施しない項目

2.2 選定した項目及びその理由

2.2.1 大気質

施設の稼働により、焼却施設の煙突からは、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀及びダイオキシン類が排出される。このため、焼却施設稼働時の排ガスの影響について調査の対象とした。

2.2.2 騒音

焼却施設及びリサイクル施設の稼働により、機械設備から騒音が発生する。このため、焼却施設及びリサイクル施設稼働時の機械設備からの騒音の影響について調査の対象とした。

2.2.3 振動

焼却施設及びリサイクル施設の稼働により、機械設備から振動が発生する。このため、焼却施設及びリサイクル施設稼働時の機械設備からの振動の影響について調査の対象とした。

2.2.4 悪臭

焼却施設の稼働により、煙突からは臭気を伴う排ガスが排出される。また、施設からごみ由来の悪臭が漏洩する恐れがある。このため、焼却施設稼働時の排ガスの悪臭の影響及び施設からの悪臭の漏洩の影響について調査の対象とした。

2.3 選定しなかった項目及びその理由

2.3.1 施設排水の排出（水質）

焼却施設及びリサイクル施設では、床洗浄水やピット汚水、ボイラープロー水、灰汚水等の排水が発生する。これらの汚水は処理を行い場内で再利用するシステムの採用を基本とするとともに、処理水が余剰となった時は公共下水道へ放流する計画である。また、生活排水に関しては、公共下水道へ放流する計画であるため、調査項目として選定しないものとする。

2.3.2 廃棄物運搬車両等の走行（大気質、騒音及び振動）

廃棄物運搬車両の走行により排ガス、騒音及び振動は発生するものの、既に廃棄物運搬車両は通行しており、現状で大気質、騒音及び振動に関する問題は発生していない。また、交通量の現況調査を実施し、全体の交通量及び収集車の通行状況を把握した中では収集車の占める割合は非常に少ないものであった。整備する新焼却施設の規模は210t/日、リサイクル施設は23t/日であり、現焼却施設の300t/日に対して小さいことから、今後収集車が増える見込みはないため、調査項目として選定しないものとする。

2.3.3 施設の稼働（リサイクル施設の大気質のうち粉じん）

リサイクル施設では、建屋内の破碎を伴う工程で粉じんが発生するが、発生箇所に局所排気を設け、集じん器を通して排気を行うことにより、粉じんが外部に出ることはないため、調査項目として選定しないものとする。

2.3.4 施設からの悪臭の漏洩（リサイクル施設）

リサイクル施設の処理対象物は、ペットボトル、蛍光管、缶類、びん類、金属類などである。有機性の廃棄物は対象としないことから、顕著な悪臭が発生することはないため、調査項目として選定しないものとする。